

答 申 情 第 2 0 6 号
令 和 7 年 1 1 月 2 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月20日付け都景開第26号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

開発申請書類の公文書一部公開決定事案（諮問第317号）

(別紙)

1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、「土地所有者等の同意書」5頁目の第1段落及び第2段落については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年10月3日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「●●（株）が開発申請をした土地がわかるもの」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「都市計画法に基づく開発行為に関する工事の許可（許可日平成29年7月25日許可番号第4553号及び許可日平成29年12月27日許可番号変更第1971号）に関する保管文書のうち、「位置図」、「変更造成計画平面図」及び「都市計画法に基づく開発行為に関する工事の許可（許可日令和2年11月20日許可番号第4817号）に係る申請書類一式（以下「本件公文書」という。）」を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年10月22日付けで、その旨及びその理由をそれぞれ次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第3号及び第4号に該当

担当者の氏名は、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

法人の資金計画が分かる部分、納税額が分かる部分、法人及び個人の承諾の有無に関する情報については、公開することにより、当該法人及び個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

担当者及び法人の印影、口座情報については、公開することにより、当該法人及び事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- (3) 審査請求人は、令和6年10月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法

第2条の規定により、本件処分において「全頁黒塗箇所」及び「資金計画書、預金残高証明書、同内訳表、納税証明書等の黒塗箇所」を非公開とした部分の取り消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

処分庁は、良好な宅地水準の確保等を目的として、都市計画法及び開発許可制度等に基づき、開発行為の許認可を行っている。本件公文書は、開発行為許可申請者が、処分庁に開発行為の許可申請を行った際、審査に用いる必要図書として提出した資料一式である。

(2) 条例第7条第1号、第3号及び4号に該当することについて

ア 全頁非公開とした文書について

本件公文書のうち、全頁非公開としたのは「隣接する土地所有者の開発行為に対する承諾の有無を記した文書」及び「開発行為許可申請者の納税状況に係る文書」である。

まず、「隣接する土地所有者の開発行為に対する承諾の有無を記した文書」については、当該開発行為を行う隣接地所有者の開発計画への態度等を記載した文書であり、公にすることにより、隣接地所有者である個人及び法人による開発工事の施行に対する承諾の有無が明らかになるため、条例第7条第1号及び第3号に該当すると考える。仮に、当該文書名のみを部分的に公開した場合であっても、当該文書名は開発行為への諾否と密接に関係したものとなっており、文書名だけで本件計画への同意状況が容易に推測されてしまうことから、隣接地所有者が個人である場合は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、隣接地所有者が法人である場合は、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該文書の各項目を部分的に公開した場合であっても、開発許可の審査に用いる必要図書の各様式が本市ホームページにて公開されていることから、その様式と本件公文書のうち当該文書を照合することで、当該

文書名及びその内容が推測されてしまう。

なお、原処分のうち法人及び個人の承諾の有無に関する情報、つまり「隣接する土地所有者の開発行為に対する承諾の有無を記した文書」については、条例第7条第3号のみに該当するとしていたが、上記のとおり、隣接地所有者が個人の場合は、個人の開発工事の施行への承諾の有無に関する情報であることから、条例第7条第1号にも該当するものであると判断する。

次に、「開発行為許可申請者の納税状況に係る文書」については、開発行為許可申請者である当該法人の財務に関する情報であり、当該法人の納税状況が明らかになつてしまふことから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると考える。仮に、当該文書名のみを部分的に公開した場合であっても、本件公文書のうち「課税証明書」が公開されており、それと当該文書を照合することで納税状況が推測されてしまうことから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該文書の各項目を部分的に公開した場合も、その様式から当該文書名及びその内容が推測されてしまう。

以上より、「隣接する土地所有者の開発行為に対する承諾の有無を記した文書」及び「開発行為許可申請者の納税状況に係る文書」については、条例第7条第1号及び第3号に該当するため、全頁非公開とした。

イ 資金計画書、預金残高証明書、同内訳表、納税証明書等について

本件公文書のうち、資金計画書、預金残高証明書、同内訳表、納税証明書は、開発行為許可申請者の資力及び信用を本市が確認するために、同申請者が提出する書類である。

資金計画書、預金残高証明書（法人の印影及び口座情報の非公開部分は除く。）、同内訳表（法人の印影及び口座情報の非公開部分は除く。）、納税証明書の非公開部分は、当該法人の財務に関する情報であつて、当該法人が事業活動を行う上での信用力に関するもの及び専ら法人の内部に関する情報であるため、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に基づき非公開とした。

また、預金残高証明書及び同内訳書の非公開部分のうち法人の印影及び口座情報は、開発行為許可申請者である当該法人が保有している金融機関の印影及び情報等が記載されていることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号及び第4号に基づき非公開とした。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び再反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 審査請求に係る処分の取り消しを求める。
- (2) 全頁黒塗り箇所（49、50、51、68、69、70）、資金計画書、預金残高証明書、同内訳書表、納税証明書等の黒塗り箇所は、明らかな理由不備と説明義務違反である。（行動規範、京都市情報公開条例第3条、第5条、第20条第1項違反）
- (3) 本件「令和6年10月22日付け京都市指令都景開第30号による公文書一部公開決定処分」は、京都市情報公開条例違反・京都市市民参加推進条例違反等に基づく違法な処分であり、また、説明義務違反・誠実対応義務違反等に基づいた違法な処分であり、その取消しを求める。
- (4) 本件処分は、その前提となる京都市情報公開条例等について、市民目線で同情報を分かりやすく伝えられておらず、違法な説明義務違反等の条例違反行為に基づいている。
- (5) 現に弁明書でも、審査請求人の主張に対し、到底満足な説明回答をしていない。
- (6) 自称「都市計画局都市景観部開発指導課」らは、当初から、京都市民（地域住民ら）に対し、情報公開義務・市民参加推進義務等を著しく怠り、当該処分の客観的合理的根拠を殊更不明にしたまま、「条例第7条」各号に該当云々と、自身らの重大な違法行為（条例違反行為等）を、この期に及んで正当化しているに過ぎない。
- (7) また、京都市職員倫理憲章・京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例等とは裏腹に、重大な前提過誤等を糊塗した上で「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」「犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」云々と、明らかに不要な「氏名」「印影」「口座情報」等以外、上記不明点に係る客観的合理的説明も十分せずに、不合理な弁明を反復しており、本件処分以前からの、違法な「処分行為」全般と共に、その重大な説明義務違反・誠実対応義務違反等が明らかである。したがって、本件処分は、違法（条例違反等）であ

り取消しを免れない。

- (8) 京都市市民参加推進条例第3条第1項は、「本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない」としている。しかし、上記のように、当該職員らは、その責務を著しく怠り、京都市職員倫理憲章、京都市情報公開条例（第3条、第5条、第7条、第20条）、京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（第4条、第6条）等とは全く裏腹に、不「適時」に、重大な説明義務違反・誠実対応義務違反・法令遵守義務違反等の、著しく違法な対応をしたことが客観的にも明らかである。

したがって、本件処分は、違法（条例違反等）であるから取消しを免れない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、開発行為許可申請者が、処分庁に開発行為の許可申請を行った際、審査に用いる必要図書として提出した資料一式である。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件公文書において一つのページが全体にわたって非公開とされている箇所（以下「全頁非公開箇所」という。）、資金計画書、預金残高証明書、同内訳書表、納税証明書等の非公開箇所の理由不備を主張しているため、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 全頁非公開とした文書について

ア 処分庁は、本件公文書のうち、「隣接する土地所有者の開発行為に対する承諾の有無を記した文書」（以下「土地所有者等に関する書面」という。）及び「開発行為許可申請者の納税状況に係る文書」を全頁非公開とした。

「隣接する土地所有者の開発行為に対する承諾の有無を記した文書」については、開発計画への同意状況を明らかにするものであり、公開することで隣接地所有者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当すると主張する。

また、「開発行為許可申請者の納税状況に係る文書」については、法人の財務情報であり、公開することで当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、全頁非公開箇所は明らかな理由不備であると主張する。

ウ 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができる情報等を原則として非公開とすることを定めたものである。

エ 条例第7条第3号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

オ 条例第7条第1号及び第3号該当性について

当審議会において本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部については、個人及び法人の開発計画への同意状況及び法人の財務情報等が記載されていることが認められた。

土地所有者等に関する書面において、土地の所有者が個人である場合、当該個人の住所、氏名、電話番号、土地の所在地、物件及び権利の種類、開発行為の同意の有無及び書面の作成日が記載されている。これらの情報は、いずれも、それだけで特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。また、開発行為の同意の有無は、個人の意見の表明に関する事項であり、個人が同意書に記載した内容は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当すると認められる。

土地所有者等に関する書面において、土地の所有者が法人である場合、当該法人の所在地、土地の所在地、開発行為の同意の有無及び書面の作成日が記載されている。開発行為の同意の有無は、法人の経営上の判断に属する事項であり、当該法人の意思にかかわりなく公開することによりその社会的活動の自由を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当すると認められる。

カ 一方、土地所有者等に関する書面の中には、土地所有者の中に既に破産している法人が含まれている旨が記載されているページがあることが認められた。

当該ページの次ページには、当該法人の登記簿が添付されており、登記簿については既に対象公文書として公開とされている。当該登記簿を確認したところ、令和

6年度の本件処分時点で、既に破産手続きが終結している状況であることが確認できた。

そして、当該ページのうち、第1段落及び第2段落の内容については、当該法人が既に破産しており権利者が存在しない旨を述べていることが確認された。

よって、当該箇所については当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断され、当該非公開部分は条例第7条第3号に該当しないと判断する。

キ なお、処分庁は条例第7条第6号の該当性を明言していないものの、このような開発許可事業における文書の公開が、事業の円滑な遂行を妨げる可能性も考慮に入れる必要がある。よって、当審議会において第6号の規定も鑑み審議を行ったが、本件においては、当該法人が破産していることを証明する登記簿が添付されており、その内容から得られる情報と当該ページの第1段落及び第2段落に記載されている内容に差異はないことから、条例第7条第6号に規定する非公開情報には該当しないと判断した。

(4) 資金計画書、預金残高証明書、同内訳表、納税証明書等について

ア 処分庁は、開発許可申請者が提出する資金計画書、預金残高証明書、同内訳表及び納税証明書は、本市の審査において申請者の資力と信用を確認するための書類であり、これらの書類のうち、法人の財務に関する情報、事業活動上の信用力に関するもの及び法人の内部に関する情報は、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に基づき非公開としたと主張する。

さらに、預金残高証明書と同内訳表に含まれる法人の印影及び口座情報は、公開されることで法人の権利や競争上の地位を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため、条例第7条第3号及び第4号に基づき非公開としたと主張する。

イ 一方、審査請求人は、これらの書面における非公開箇所は明らかな理由不備であると主張する。

ウ 条例第7条第3号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ 条例第7条第4号は、公開することにより、犯罪の予防、捜査、公訴の維持その

他公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれのある情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。

オ 条例第7条第3号該当性について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分の一部については、法人の財務に関する情報、事業活動上の信用力に関わるもの及び法人の内部に関する情報が記載されていることが認められた。一般に、資金計画書、預金残高証明書、同内訳表及び納税証明書は、法人内部で秘密にしておくことが是認され、これらの情報につき、当該法人等は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないし当該情報を自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきであり、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報は条例第7条第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

カ 条例第7条第3号及び第4号該当性について

また、本件公文書のうち、処分庁が非公開としている部分の一部については、法人の印影及び口座情報が記載されていることが認められた。一般に、法人の印影及び口座情報は、法人内部で秘密にしておくことが是認され、これらの情報につき、当該法人等は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないし当該情報を自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。また、法人の印影及び口座情報は、第三者に知られることによって、悪用されるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、条例第7条第3号及び第4号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和6年 11月20日 質問
12月20日 質問庁からの弁明書の提出

令和7年 2月 3日 審査請求人からの反論書の提出
8月22日 質問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第5回会議）
9月17日 審議（令和7年度第6回会議）
10月23日 審査請求人の口頭意見陳述（令和7年度第7回会議）
審査請求人からの再反論書の提出
11月20日 審議（令和7年度第8回会議）

2 本件質問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）